

入院時食事療養費の見直しについて

【改正の内容】

令和7年4月1日より、国の施策として入院時食事療養費の負担額が変わります。食材費等の高騰は更に続いているため、提供されるべき食事の質を確保する観点から、令和7年4月1日からは一般所得の方は1食510円となります。食材費等の高騰への対応のため、食事内容は今まで通りとなります。

ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

	令和7年3月31日まで		令和7年4月1日から
総額	670円	+20円 ➔	690円
自己負担			
一般所得者の場合	490円	+20円 ➔	510円
住民税非課税世帯の場合	230円	+10円 ➔	240円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	110円	据え置き ➔	110円

